

第4回 京都市左京区久多地域公共交通会議（書面開催）

次 第

日時：令和2年3月30日（月）

1 報 告

京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」について

- （1）令和元年度実績報告等
- （2）令和2年度運行予定

配布資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 京都市左京区久多地域公共交通会議設置要綱
- 資料3 京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」に係る令和元年度実績報告等
- 資料4 京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」に係る令和2年度運行予定

第 4 回 京都市左京区久多地域公共交通会議 委員名簿

氏 名	所 属
池内 正貢	左京区長
山口 哲司	京都市都市計画局歩くまち京都推進室 計画推進課長
大谷 佳弘	京都バス株式会社運輸部 課長
田中 俊行	京都バス労働組合 執行委員長
河原 康博	久多自治振興会 会長
駒池 重尚	久多自治振興会 副会長
常本 治	久多自治振興会 副会長
岩崎 靖彦	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当課長）
神山 剛	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 輸送・監査部門 輸送担当専門官
神田 将希	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 輸送・監査部門 旅客係長
釜口 幸生	京都府下鴨警察署 交通課長

【事務局】

氏 名	所 属
上田 廣久	左京区副区長（地域力推進室長）
梅林 信彦	左京区役所地域力推進室まちづくり推進課長
大村 真輝	左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当広聴係長
本間 有紀	左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当
高橋 直人	左京区役所久多出張所長

京都市左京区久多地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 京都市左京区久多地域公共交通会議（以下、「久多交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、京都市左京区久多地域における住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情及び需要に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として設置する。

(協議事項)

第2条 久多交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 久多地域の実情及び需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること
- (2) 久多地域の地域交通施策の推進に関すること
- (3) 公共交通空白地有償運送に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第5条に定める会長が必要と認めること

(構成委員)

第3条 久多交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 左京区長
 - (2) 京都市都市計画局歩くまち京都推進室計画推進課長
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（京都バス株式会社）
 - (4) 久多地域の住民または利用者の代表
 - (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
 - (6) 京都市域交通圏の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 京都府警察下鴨警察署交通課長
- 2 前項各号に掲げる者のほか、第5条に定める会長が、久多交通会議の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。
- 3 同条第1項第1号から第7号までに掲げる委員については、久多交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 久多交通会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者が会長となる。

2 会長は久多交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 久多交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 久多交通会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 久多交通会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の多数で議決する。

(協議結果の取扱い)

第7条 久多交通会議の委員その他久多地域の生活交通に関わる関係者は、久多交通会議の協議が調った事項を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 久多交通会議の庶務は、左京区役所地域力推進室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、久多交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が久多交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

1 報 告

(1) 京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」に係る令和元年度実績報告等

1) 登録概要

ア 名称, 住所, 代表者の氏名

名 称 久多自治振興会

住 所 京都市左京区久多宮の町 3 番地左京区役所久多出張所内

代表者の氏名 会長 岡田 芳治 ※会長 河原 康博 に変更手続中

イ 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

ウ 運送の区域

区 域	備 考
京都市左京区久多地域	路線及び運賃については, 別紙 1 運賃表及び路線図を参照

エ 事務所の名称及び位置

名 称	位 置
久多自治振興会	京都市左京区久多宮の町 3 番地左京区役所 久多出張所内

オ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

久多自治振興会において, 普通車 1 台 (トヨタハイエース 10 人乗) を購入 (購入費用の一部に, 京都府共同募金会からの助成金を充当)

カ 運送しようとする旅客の範囲

交通手段を持たない久多地域住民, 久多地域への来訪者等

2) 令和元年度 運行実績 (令和 2 年 3 月 15 日時点)

	運行日	利用者数	運転手	行き先 (記載がない場合は定期便)
1	4 月 17 日	7 名	駒池 重尚	
2	4 月 27 日	9 名	中坊 明正	臨時便⑦ (花脊)
3	4 月 29 日	4 名	中坊 明正	
4	5 月 15 日	8 名	駒池 重尚	

5	5月27日	5名	中坊 明正	
6	5月30日	8名	中坊 明正	臨時便⑥（出町柳）
7	6月12日	3名	駒池 重尚	
8	6月16日	7名	足立 良孝	臨時便④（かもがわホール）
9	6月24日	3名	中坊 明正	
10	7月17日	6名	中坊 明正	
11	7月29日	4名	中坊 明正	
12	8月 7日	2名	中坊 明正	
13	8月26日	4名	駒池 重尚	
14	8月30日	1名	中坊 明正	臨時便④（円町セレマ）
15	8月31日	7名	駒池 重尚	臨時便④（円町セレマ）
16	9月18日	4名	中坊 明正	
17	9月30日	3名	中坊 明正	
18	10月16日	1名	中坊 明正	
19	10月28日	5名	駒池 重尚	
20	11月13日	5名	中坊 明正	
21	11月25日	2名	駒池 重尚	
22	12月11日	5名	中坊 明正	
23	12月27日	4名	駒池 重尚	
24	2月14日	18名	足立 良孝	臨時便⑨（朽木市場）
令和元年度 (令和2年3月15日時点)		24回運行（定期便18回，臨時便6回） 125名（平均5.2名）		

※令和元年度定期便運行は、別紙2 運行チラシを参照

(参考)

平成30年度	33回運行（定期便16回，臨時便17回） 196名（平均5.9名）
平成29年度	31回運行（定期便18回，臨時便13回） 180名（平均5.8名）
平成28年度	13回運行（定期便8回，臨時便 5回） 65名（平均5.0名）

3) 平成30年度 収支報告

収入合計 金 1,616,453 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳
前年度繰越金 877,010	
補助金 300,000	久多支え合い・助け合いのまちづくり公共交通空白地有償運送スタートアップ支援補助金
運賃収入 162,700	回数券 (5,000 円×22 セット) 110,000 円 乗車料 (現金) 52,700 円
久多いきいきセンター 分担金 234,735	いきいきセンター使用分
地元負担金等 42,008	久多自治振興会等補助金 42,000 円, 利子 8 円

支出合計 金 1,616,453 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳	金 額
維持管理費	自動車税	51,000
	自動車保険	137,610
	点検等	80,200
燃料費	ガソリン代	99,977
謝金	謝金 9 名	92,000
返済金	久多自治振興会拠出金返済	300,000
その他	振込手数料 (¥540×14 回)	7,560
次年度繰越金		848,106

4) 公共交通空白地有償運送に係る軽微な事項の変更手続 ※別紙3 関係法令参照

○自家用有償旅客運送の代表者氏名に変更があったため、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、3月に届出を行い、現在変更手続中。

【参考】

・これまでの経過概要

京都バスの10系統（出町柳～葛川梅ノ木～朽木学校前）は、1日2本運行されていたが、高島市の運行委託金が廃止されたことに伴い、京都バスが運行ダイヤを見直したため、平成23年4月1日から休日のみの運行となった。

これにより、久多地域から市街地への生活交通手段の確保が課題となり、平成25年度から地域と区役所が連携し、「ボランティア乗合タクシー」の運行実験を実施してきた。その結果、「久多支え合いバス・やまびこ号」の愛称で、地域に根差したバスとして定着し、一定の利用者を見込めることとなった。

さらに、将来に渡って安定的な運行を確保するため、国等との協議を経て、久多自治振興会が事業主体となった、京都市左京区久多地域公共交通空白地有償運送「やまびこ号」としての運行を平成28年9月9日から開始した。

・取組経過

1) 平成22年度

3月 ○久多自治振興会から市長宛に「京都バス比良線平日運行の存続についての要望書」を提出

2) 平成23年度

4月 ○京都バス比良線平日運行が休止

3) 平成24年度

4月 ○区民提案・共汗型まちづくり支援事業「久多地域の支え合い・助け合いのまちづくり」の開始（テーマは以下のア～ウのとおり）

（ア）手助けが必要な世帯及びニーズの把握，手助けができる人と内容の把握

（イ）自助（住民主体）又は共助で取り組む事業の検討

（ウ）定住促進のあり方の検討

・ 京都府立大学（京都政策研究センター 青山公三教授）及び左京区社会福祉協議会等とともに研究会を設立し、概ね月に1度のペースで研究会を開催

7月 ○ふれあいアンケート調査（主催:左京区社会福祉協議会）で追加アンケートを実施

11月 ○独居老人と高齢者世帯を対象に個別ヒアリング(主催:左京区社会福祉協議会)を実施

4) 平成25年度

通年 ○24年度に引き続き、「久多地域の支え合い・助け合いのまちづくり」を実施

○久多の夢を語る会（地元住民参加型ワークショップ）を開催（計7回）

8月末 ○「左京区久多地域のニーズ調査及び将来に向けた地域課題解決方策の検討」
(報告書)の完成

9～11月 ○スクールバスを使用し、地元と堅田をつなぐ路線バスの試行運行(計5
回、1回は台風のため運行中止)を実施し、計30名(平均7.5名)の利
用があった。利用者(18名)に聞き取り調査(※)を実施した。

※「有料でも利用する」と回答した方…94%(17名中17名)

「有料でも利用する」と回答した方の内、負担可能な金額(往復)

…500円(最低)から4,000円(最高)まで様々(平均1,419円)

5) 平成26年度

通年 ○25年度に引き続き、「久多地域の支え合い・助け合いのまちづくり」を
実施

○久多の夢を語る会(地元住民参加型ワークショップ)を開催(計5回)

○25年度の試行運行を踏まえ、久多いきいきセンター送迎車を使用し、
ボランティア乗合タクシーの運行実験を実施(計15回)し、計59名
(平均3.9名)の利用があった。

6月 ○ボランティア乗合タクシー愛称を「久多支え合いバスやまびこ号」に決定

6) 平成27年度

通年 ○26年度に引き続き、「久多地域の支え合い・助け合いのまちづくり」を
実施

○久多いきいきセンター送迎車を使用し、ボランティア乗合タクシーの運行
実験を継続(月2回)

4月 ○将来的な自主運行(公共交通空白地有償運送)について地元と合意(左京区
役所)

11月 ○地元による車両の購入について地元と合意(左京区役所)

1月 ○京都府共同募金会へ車両購入費の助成を申請(久多自治振興会)

○京都陸運支局と協議(左京区役所、歩くまち京都)

7) 平成28年度

通年 ○27年度に引き続き、「久多地域の支え合い・助け合いのまちづくり」を
実施

4月 ○京都陸運支局と協議(左京区役所、歩くまち京都)

○久多いきいきセンター送迎車を使用し、ボランティア乗合タクシーの運行
実験を継続(月2回、8月まで)

○京都府共同募金会による車両購入費の助成決定

5月 ○車両の発注(久多自治振興会)

6月 ○公共交通空白地有償運送の登録に向けた運営協議会(第1回 京都市左京
区久多地域公共交通会議)の開催

○道路運送法第79条登録の申請

9月 ○自主運行（公共交通空白地有償運送）開始（久多自治振興会）

8) 平成29年度

通年 ○自主運行（公共交通空白地有償運送）実施（久多自治振興会）

2月 ○第2回 京都市左京区久多地域公共交通会議の開催

自家用有償旅客運送について、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であること及び運送の区域や旅客から収受する対価について合意

9) 平成30年度

通年 ○自主運行（公共交通空白地有償運送）実施

7月 ○公共交通空白地有償運送に係る更新登録

自家用有償旅客運送の有効期限が平成30年8月24日となっていたため、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、更新登録を行った。 ※別紙3関係法令参照

○第2回 公共交通会議での合意に基づき、公共交通会議主宰者から久多自治振興会に「協議が調っていることの証明書」の交付

○久多自治振興会から近畿運輸局京都運輸支局に自家用有償旅客運送の更新登録申請書の提出

8月 ○近畿運輸局京都運輸支局から久多自治振興会に自家用有償旅客運送者登録証の交付

3月 ○第3回 京都市左京区久多地域公共交通会議の開催（書面開催）

・過去の運行実績

1) 平成28年度 運行実績

	運行日	利用者数	運転手	行き先 (記載がない場合は定期便)
1	9月9日	7名	中坊 明正	
2	9月26日	3名	中坊 明正	
3	10月19日	3名	駒池 重尚	
4	10月31日	3名	中坊 明正	
5	11月16日	3名	中坊 明正	
6	11月28日	1名	駒池 重尚	
7	12月14日	6名	駒池 重尚	
8	12月15日	8名	駒池 重尚	臨時便④（かもがわホール）
9	12月26日	3名	中坊 明正	

1 0	2 月 4 日	6 名	奥出 一順	臨時便② (梅の木)
1 1	2 月 4 日	7 名	奥出 一順	臨時便② (梅の木)
1 2	2 月 5 日	8 名	奥出 一順	臨時便② (梅の木)
1 3	2 月 5 日	7 名	奥出 一順	臨時便② (梅の木)
合 計		1 3 回運行 (定期便 8 回, 臨時便 5 回) 6 5 名 (平均 5. 0 名)		

2) 平成 2 9 年度 運行実績

	運行日	利用 者数	運転手	行き先 (記載がない場合は定期便)
1	4 月 1 2 日	4 名	駒池 重尚	
2	4 月 2 4 日	4 名	中坊 明正	
3	5 月 1 7 日	7 名	駒池 重尚	
4	5 月 2 9 日	2 名	中坊 明正	
5	6 月 1 4 日	6 名	駒池 重尚	
6	6 月 1 7 日	9 名	駒池 重尚	臨時便② (梅の木)
7	6 月 2 6 日	3 名	中坊 明正	
8	7 月 1 9 日	5 名	中坊 明正	
9	7 月 3 1 日	5 名	中坊 明正	
1 0	8 月 1 日	9 名	奥出 一順	臨時便① (堅田)
1 1	8 月 2 日	9 名	奥出 一順	臨時便① (堅田)
1 2	8 月 9 日	4 名	駒池 重尚	
1 3	8 月 2 8 日	1 名	中坊 明正	
1 4	9 月 1 3 日	5 名	中坊 明正	
1 5	9 月 2 5 日	4 名	中坊 明正	
1 6	1 0 月 1 8 日	6 名	駒池 重尚	
1 7	1 0 月 3 0 日	1 名	中坊 明正	
1 8	1 1 月 1 5 日	1 名	駒池 重尚	
1 9	1 1 月 2 5 日	7 名	奥出 一順	臨時便① (堅田)
2 0	1 1 月 2 6 日	8 名	奥出 一順	臨時便① (堅田)
2 1	1 1 月 2 7 日	4 名	中坊 明正	
2 2	1 2 月 1 3 日	5 名	中坊 明正	
2 3	1 2 月 1 6 日	9 名	奥出 一順	臨時便② (梅の木)

24	12月17日	9名	奥出 一順	臨時便②（梅の木）
25	12月25日	5名	駒池 重尚	
26	1月20日	8名	奥出 一順	臨時便⑤（京都市役所）
27	1月21日	8名	奥出 一順	臨時便⑤（京都市役所）
28	2月17日	7名	奥出 一順	臨時便⑤（京都市役所）
29	2月18日	7名	奥出 一順	臨時便⑤（京都市役所）
30	2月23日	9名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
31	2月24日	9名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
合 計		31回運行（定期便18回，臨時便13回） 180名（平均5.8名）		

3) 平成30年度 運行実績

	運行日	利用者数	運転手	行き先 (記載がない場合は定期便)
1	4月2日	9名	駒池 重尚	臨時便⑦（花脊）
2	4月18日	7名	駒池 重尚	
3	4月30日	4名	中坊 明正	
4	5月16日	5名	駒池 重尚	
5	5月19日	9名	奥出 一順	臨時便②（梅の木）
6	5月28日	2名	中坊 明正	
7	6月25日	7名	中坊 明正	
8	7月1日	3名	中坊 明正	臨時便④（セレマ円町）
9	7月18日	6名	駒池 重尚	
10	7月30日	8名	中坊 明正	
11	8月 4日	5名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
12	8月 4日	7名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
13	8月 8日	4名	中坊 明正	
14	8月27日	6名	中坊 明正	
15	9月2日	9名	中坊 明正	臨時便⑦（花脊）
16	9月24日	5名	駒池 重尚	
17	10月13日	4名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
18	10月14日	6名	奥出 一順	臨時便①（堅田）
19	10月17日	5名	中坊 明正	
20	10月29日	5名	中坊 明正	
21	11月14日	6名	中坊 明正	

22	11月26日	6名	駒池 重尚	
23	12月9日	9名	奥出 一順	臨時便⑥(出町柳)
24	12月12日	3名	駒池 重尚	
25	12月24日	2名	中坊 明正	
26	1月13日	7名	奥出 一順	臨時便⑥(出町柳)
27	1月27日	3名	奥出 一順	臨時便②(梅ノ木)
28	2月 9日	3名	奥出 一順	臨時便①(堅田)
29	2月11日	3名	奥出 一順	臨時便①(堅田)
30	2月20日	17名	中坊 明正	臨時便⑨(朽木市場)
31	3月3日	15名	奥出 一順	臨時便②(梅ノ木)
32	3月9日	3名	奥出 一順	臨時便②(梅ノ木)
33	3月10日	3名	奥出 一順	臨時便②(梅ノ木)
平成30年度		33回運行(定期便16回, 臨時便17回) 196名(平均5.9名)		

※6月13日, 9月12日の定期便は, 申込者が無かったため運休

久多支え合いバス「やまびこ号」 2020年度 運行日のお知らせ

保存版

いつも「やまびこ号」をご利用いただきまして、ありがとうございます！
2020年度の定期便運行予定をお知らせいたします。
今年度もご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。



今年度の定期便運行日

	運行日	申込締切日
4月	15日(水)	13日(月)
	27日(月)	24日(金)
5月	13日(水)	11日(月)
	25日(月)	22日(金)
6月	17日(水)	15日(月)
	29日(月)	26日(金)
7月	15日(水)	13日(月)
	27日(月)	22日(水)
8月	7日(金)	5日(水)
	28日(金)	26日(水)
9月	16日(水)	14日(月)
	28日(月)	25日(金)
10月	14日(水)	12日(月)
	26日(月)	23日(金)
11月	18日(水)	16日(月)
	30日(月)	27日(金)
12月	16日(水)	14日(月)
	28日(月)	25日(金)

※ 都合により変更することがあります。また、現状の新型コロナウイルスの影響で4月から運行を見合わせる可能性があります。

※ 冬期(1月～3月)は運休します。

運行内容

- 午前9時 いきいきセンター発
自宅前までお迎えにまいります。
- 午前10時堅田着、正午 堅田発
滋賀県堅田周辺を回ります。
・買い物(食料品、農業資材など)
・理美容院、各種医院
- 午後1時～2時頃
自宅前までお送りします。

乗車方法

- 事前予約制、定員8名

申込先

- 久多いきいきセンター
(電話748-2775)

運賃

- 往復1,000円(片道500円)

お得な回数券あります！

購入方法は裏面をご覧ください

- ・500円券11枚つづり
- ・5,000円(5,500円分)

支え合いバス「やまびこ号」で走ることのできる路線

	行き先	運賃（片道）
定期便	堅田	500円
臨時便 1	堅田 （予定表にない運行の場合）	500円
臨時便 2	葛川梅の木バス停	200円
臨時便 3	葛川小中学校	200円
臨時便 4	京都市内中心部	600円
臨時便 5	区役所・市役所・国際会館	600円
臨時便 6	京阪出町柳駅	600円
臨時便 7	① 広河原 ② 花背 ③ 別所 ④ 叡電鞍馬駅	① 200円 ② 300円 ③ 400円 ④ 500円
臨時便 8	京北中心部	600円
臨時便 9	① 朽木市場 ② 高島市役所	① 300円 ② 500円

※ 詳細については、久多自治振興会にお問い合わせください。

回数券の販売について

便利でお得な回数券を販売いたします。ぜひご利用ください。

■ 販売額：500円乗車券11枚つづり 5,000円（5,500円分）

※ 詳細については、久多自治振興会にお問い合わせください。

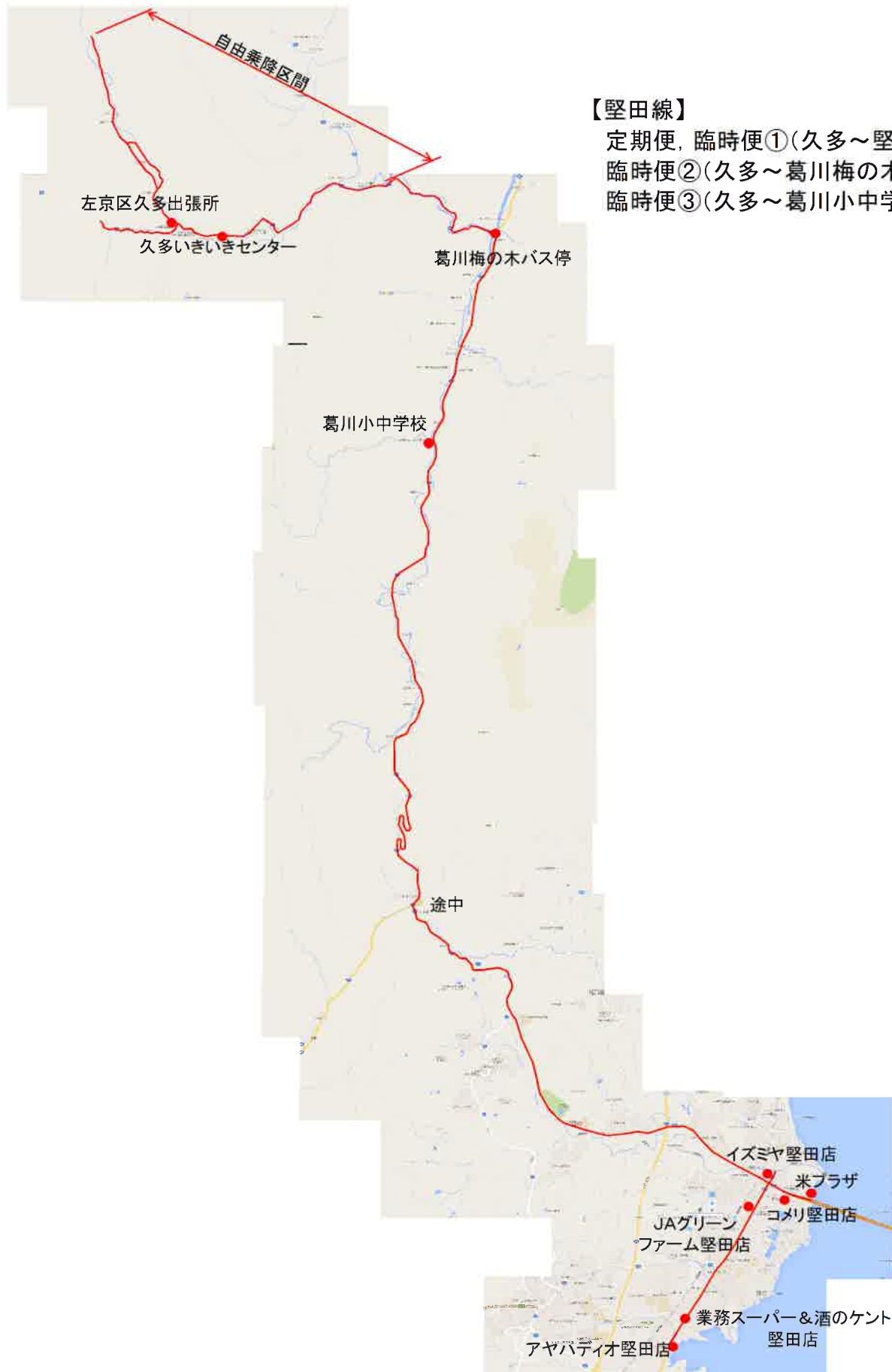


お問合せ先：久多自治振興会（主催）

公共交通空白地有償運送 運賃表

項 目	定期便	臨時便①	臨時便②	臨時便③	臨時便④	臨時便⑤	臨時便⑥	臨時便⑦	臨時便⑧	臨時便⑨
運行区間	久多地域～ 壱田駅周辺	久多地域～ 壱田駅周辺	久多地域～ 葛川梅の木バス停	久多地域～ 葛川小中学校	久多地域 ～ ①かもがわホール （中京区御池木屋 町東入上樵木 503-1） ②公益社北ブライ トホール（北区紫野 宮西町 34） ③シティーホール 西ノ京玉泉院（中京 区西ノ京南大炊御 門町 10）	久多地域～ ①左京区役所 ②京都市役所 ③京都国際会館（グ ランドプリンスホ テル京都）	久多地域～ 京阪出町柳駅	久多地域～ ①広河原（能見口 橋） ②花脊（花脊農協 前） ③別所（花友はなせ 診療所前） ④叡山電鉄鞍馬駅	久多地域～ ①京北合同庁舎 ②京都府ゼミナ－ ルハウス（右京区京 北下中町鳥谷 2） ③京北ふるさと公 社（右京区京北上弓 削町段上ノ下 2-1）	久多地域～ 高島市役所
営業路線 キロ	28. 1km	28. 1km	6. 5km	10. 1km	①40. 6km ②39. 8km ③44. 0km	①36. 7km ②40. 7km ③35. 8km	38. 4km	①9. 5km ②15. 9km ③20. 9km ④31. 3km	①35. 3km ②36. 1km ③36. 2km	32. 4km
バス停数	1 箇所	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
運行回数	月 2 往復	臨時	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
運行車両	トヨタハイエース （10 人乗）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
運賃	片道 500 円	片道 500 円	片道 200 円	片道 200 円	片道 600 円	片道 600 円	片道 600 円	①片道 200 円 ②片道 300 円 ③片道 400 円 ④片道 500 円	片道 600 円	片道 500 円 ※久多地域～朽木市場は 片道 300 円
備考	・到着地では一般川駐 車場を利用するた め、バス停は設けな い ・運行日は地域で協議 のうえ決定し、チラ シで全戸周知を行う ・回数券 11 枚綴りを 5, 000 円で販売予定	・定期便以外の日程で の買い出し、病院通 院等を想定	・京都バス利用時の住 民送迎、または地域 外からのイベント参 加者、民間ボランテ ィア、農家民宿利用 客等の送迎を想定	・運動会等、行事への 参加を想定	・葬儀参列等を想定	・手続、会合、イベン ト等への参加を想定	・（出町柳駅）京都バス 利用時の住民送迎、 または地域外からの イベント参加者、民 間ボランティア、農 家民宿利用客等の送 迎を想定 ・乗降降場所は出町柳 駅京都バス「加茂大 橋」バス停付近	・花脊、広河原地域へ の移動 ・地域大雨等の災害発 生時に国道 367 号線 が寸断された場合の 移動手段を想定 ※久多地域を発着しな い乗車は不可	・会合、イベント等へ の参加を想定	・会合、イベント等へ の参加を想定
路線図 番号	路線図 1				路線図 2			路線図 3	路線図 4	路線図 5

路線図 1



【堅田線】

定期便, 臨時便①(久多～堅田駅周辺)

臨時便②(久多～葛川梅の木バス停)

臨時便③(久多～葛川小中学校)

路線図 2



【市街地線】

臨時便④

(久多～かもがわホール, 公益社北ブライトホールシティホール, 西ノ京玉泉院)

臨時便⑤

(久多～左京区役所, 京都市役所, 京都国際会館(グランドプリンスホテル京都))

臨時便⑥

(京阪出町柳駅)

※乗降場所は出町柳駅京都バス「加茂大橋」バス停付近



路線図 3



【鞍馬線】

臨時便⑦

(久多～広河原, 花脊, 別所
～叡山電鉄鞍馬駅)

路線図 4

【京北線】

臨時便⑧

(久多～京北合同庁舎, 京都府ゼミナールハウス, 京北ふるさと公社)



路線図 5



久多支え合いバス「やまびこ号」

2019年度 運行日のお知らせ

保存版

いつも「やまびこ号」をご利用いただきまして、ありがとうございます！
2019年度の定期便運行予定をお知らせいたします。
今年度もご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。



今年度の定期便運行日

	運行日	申込締切日
4月	17日(水)	15日(月)
	29日(月・祝)	26日(金)
5月	15日(水)	13日(月)
	27日(月)	24日(金)
6月	12日(水)	10日(月)
	24日(月)	21日(金)
7月	17日(水)	15日(月)
	29日(月)	26日(金)
8月	7日(水)	5日(月)
	26日(月)	23日(金)
9月	18日(水)	16日(月)
	30日(月)	27日(金)
10月	16日(水)	14日(月)
	28日(月)	25日(金)
11月	13日(水)	11日(月)
	25日(月)	22日(金)
12月	11日(水)	9日(月)
	27日(金)	25日(水)

※ 都合により変更することがあります。

※ 冬期(1月～3月)は運休します。

運行内容

- 午前9時 いきいきセンター発
自宅前までお迎えにまいります。
- 午前10時堅田着、正午 堅田発
滋賀県堅田周辺を回ります。
・買い物(食料品、農業資材など)
・理美容院、各種医院
- 午後1時～2時頃
自宅前までお送りします。

乗車方法

- 事前予約制、定員8名

申込先

- 久多いきいきセンター
(電話748-2775)

運賃

- 往復1,000円(片道500円)

お得な回数券あります！

購入方法は裏面をご覧ください

・500円券11枚つづり

・5,000円(5,500円分)

支え合いバス「やまびこ号」で走ることのできる路線

	行き先	運賃（片道）
定期便	堅田	500円
臨時便 1	堅田 （予定表にない運行の場合）	500円
臨時便 2	葛川梅の木バス停	200円
臨時便 3	葛川小中学校	200円
臨時便 4	京都市内中心部	600円
臨時便 5	区役所・市役所・国際会館	600円
臨時便 6	京阪出町柳駅	600円
臨時便 7	① 広河原 ② 花脊 ③ 別所 ④ 叡電鞍馬駅	① 200円 ② 300円 ③ 400円 ④ 500円
臨時便 8	京北中心部	600円
臨時便 9	① 朽木市場 ② 高島市役所	① 300円 ② 500円

※ 詳細については、久多自治振興会にお問い合わせください。

回数券の販売について



便利でお得な回数券を販売いたします。ぜひご利用ください。

■ 販 売 額：500円乗車券11枚つづり 5,000円（5,500円分）

※ 詳細については、久多自治振興会にお問い合わせください。



お問合せ先：久多自治振興会（主催）

関係法令等（抜粋）

道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号)

最終改正：平成二十九年六月二日法律第四十五号

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第七十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
 - 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
 - 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
 - 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
 - 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
 - 六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第七十九条の四第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。
- 3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
 - 二 路線又は運送の区域を変更すること。
 - 三 旅客から収受する対価を変更すること。

四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

(事故の報告)

第七十九条の十 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
- 四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

2 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

道路運送法施行規則（抜粋）

（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

最終改正：平成二十九年十二月二十八日国土交通省令第七十四号

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会
- 九 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。

- 一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者
- 二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）
- 三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- 三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類
- 五 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 九 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 十 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十一 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十二 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

(登録証)

第五十一条の六 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録の有効期間
- 三 名称及び住所
- 四 自家用有償旅客運送の種別
- 五 路線又は運送の区域

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 変更した事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
- 二 登録証

4 権限行政庁は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。
- 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 4 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 - 一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

（運行管理）

- 第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。
- 2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。
 - 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
 - 二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項に規定する要件を備える者
 - 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
 - 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
 - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
 - 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
 - 六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 運転者の氏名

四 運転免許証の有効期限

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

(整備管理)

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

六 事故の概要（損害の程度を含む。）

七 事故の原因

八 再発防止対策

（損害を賠償するための措置）

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

（旅客の名簿）

第五十一条の二十五 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 氏名

二 住所

三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由

四 その他必要な事項